

公用車検討部会報告書

平成21年10月

いなべ市行政改革推進本部幹事会

目 次

1 . 行政改革推進本部幹事会による公用車のあり方検討について	3
2 . 公用車のあり方に関する幹事会意見	4
3 . 見直し基準（資料 2）に基づく公用車の配置案	6
稼働率が 5 0 % 以下で廃車が望ましい公用車	6
車齢が 1 4 年以上で廃車又は買い替えが必要な公用車	6
所管替えを行った方が良い公用車	6
庁舎毎の公用車配置案	7
4 . 調査結果と分析結果	8
稼働率（年間使用日数/出勤日）	8
年間走行距離	8
一日当たりの走行距離	9
一日当たりの使用時間	9
一日当たりの平均使用回数	9
市外出張の使用の割合	9
会議・研修・講演会の利用	9
職員一人当たりの公用車数	10
年式別の車両数	10
公用車の事故件数	11
普通自動車と軽自動車のハイブリッド車の別	11
四輪駆動車	11
E T C 付車	11
ガソリン車とディーゼル車の別	11
5 . 公用車の見直し基準について	12
6 . 県内他市の状況（平成 2 1 年 7 月 1 日現在）	13

1. 行政改革推進本部幹事会による公用車のあり方検討について

今回の検討の内容

- ・ 公用車の適正配置・効率的使用によるコスト縮減
- ・ 更新基準の長期化による公用車の老朽化への対応等買い替えの基準の明確化
- ・ 一般職員の公用車運転機会の増大に対する安全の確保

見直し対象車両

北勢庁舎（13）・員弁庁舎（15）・大安庁舎（19）・藤原庁舎（16）・北勢市民会館（1）・員弁コミュニティプラザ（1）・中央公民館（7）・藤原文化センター（1）で保管の公用車
但し、市長車（1）・議長車（1）・作業用車両（11）は除く

庁舎別所有台数

（単位：台）

	共用車	特定車	台数
北勢庁舎	6	7	13
員弁庁舎	10	5	15
大安庁舎	17	2	19
藤原庁舎	6	10	16
北勢市民会館	1	0	1
員弁コミュニティプラザ	0	1	1
中央公民館	6	1	7
藤原文化センター	0	1	1
計	46	27	73

2. 公用車のあり方に関する幹事会意見

今回、幹事会では4つの庁舎と北勢市民会館、員弁コミュニティプラザ、中央公民館、藤原文化センターで管理をしている公用車73台について稼働状況等の調査を行い、公用車の適正配置について検討を行いました。

主な調査結果の内容は次のとおりです。(詳細はP8資料1参照)

【稼働率】

稼働率の平均は81.3%と高い状況でしたが、稼働率が60%以下の公用車が1割程度見受けられます。車齢13年以上の老朽化した公用車の平均稼働率は77%であり低くなる傾向にあります。

【市外出張に使用する割合】

市外出張に使用する割合は20%以下が公用車の95%を占めており市外への利用頻度が少ないことから、現在の普通自動車と軽自動車の比率を見直す必要があります。

【回転率】

1日2回以上の利用は1%程度で、回転率が非常に悪い結果となっております。これは、公用車を半日単位あるいは終日単位で予約を入れて、庁舎に戻ってきても予約が解除されないために、次の利用者が予約出来ない状況等が起因しているように考えられます。

【車齢】

車齢11年以上の公用車が3割占めていることから、今のままの公用車数を維持しようとするれば、毎年5台程度の買い替えが必要となってきます。

以上のような、調査結果をもとに、公用車の効率的運用の視点・地球温暖化対策の視点・職員の移動時の安全確保の視点の3つの視点で意見をまとめました。

公用車の効率的運用

私用車使用のための条件整備(「いなべ市職員の自家用車による出張の承認に関する規則」)

各庁舎で行われる研修・会議・講演会への出席等庁舎間移動は、私用車を使用する。

公用車の定期的な見直しの実施

稼働率・年式等の見直し基準(P12資料2)に基づき、計画的・定期的に見直しを行う必要がある。

データに基づく定期的な見直しを行うために、共用車・特定車を問わず、全車両を職員ポータルに掲載し、公用車予約システムに移動距離、稼働時間の実績値を入力するように職員への周知徹底を図る。(「いなべ市車両管理規則」)

公共交通機関の利用の推進

県外出張や県庁での会議には、出来るだけ公共交通機関を使用する。

文化会館等の公用車の共用化の推進

藤原文化センター（１）・員弁コミュニティプラザ（１）・北勢市民会館（１）の公用車は最寄りの庁舎と共用化する。

地球温暖化対策

地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策のために、今後の公用車の買い替えは軽自動車を原則とし、やむを得ず普通車を購入する場合は環境対応型の購入を検討する。

遠方への出張・長距離移動には公共交通機関を利用する。

職員の移動時の安全確保

事故をした職員を対象に安全運転講習会を実施する。

3. 見直し基準（資料2）に基づく公用車の配置案

現有 73 台を 62 台に減らす。

稼働率が 50%以下で廃車が望ましい公用車

該当車 5 台

保管場所	所管課	対象車両
北勢庁舎	下水道課	ジムニーシエラ（三重 54 も 6476）
員弁庁舎	管財課	ハイエース（三重 300 は 2052）
藤原庁舎	管理課	ハイエース（三重 33 む 5878）
	建設課	ランドクルーザー（三重 88 ふ 6519）
大安庁舎	人権福祉課	ハイエース（三重 500 せ 6675）

ハイエースをレンタカーで対応するという市の方針により廃車

車齢が 14 年以上で廃車又は買い替えが必要な公用車

該当車 廃車 3 台 買い替え 5 台（但し、次表の所管替えて対応）

保管場所	所管課	対象車両	処置	現保管場所
北勢庁舎	生活環境課	スプリンター （三重 54 ち 3280）	所管替え スプリンター （三重 77 ほ 3446）	市民会館
員弁庁舎	広報秘書課	カルディナ （三重 54 ち 1276）	所管替え エブリィ （三重 42 え 1962）	コミュニティプラザ
	管財課	マーク （三重 33 む 5858）	所管替え プリウス （三重 300 ひ 6389）	藤原庁舎
大安庁舎	人権福祉課	ハイゼット （三重 41 は 3104）	所管替え サンバ （三重 480 え 8013）	文化センター
		マーク （三重 54 ひ 5874）	所管替え フィルダ （三重 500 ほ 5078）	藤原庁舎
		ハイエース （三重 33 ち 7019）	廃車	
藤原庁舎	農業振興課	ストリート （三重 41 て 9281）	廃車	
中央公民館	教育委員会	マーク （三重 54 ひ 6001）	廃車	

所管替えを行った方が良い公用車

保管場所	所管課	対象車両	異動先
藤原庁舎	管理課	カローラフィルダ (三重 500 ほ 5078)	大安庁舎
		プリウス (三重 300 ひ 6389)	員弁庁舎
北勢市民会館	生涯学習課	スプリンター (三重 77 ほ 3446)	北勢庁舎
藤原文化センター	生涯学習課	サンバ (三重 480 え 8013)	藤原庁舎
員弁コミュニティプラザ	生涯学習課	エブリィ (三重 42 え 1962)	員弁庁舎

庁舎毎の公用車配置案

庁舎名	現有台数	幹事会案	減少数	職員数 (H21.5.22時点)	1人当たりの 公用車数
北勢庁舎	13	12	1	59	0.20
員弁庁舎	15	15	0	86	0.17
大安庁舎	19	17	2	69	0.25
中央公民館 (教育研究所含む)	7	6	1	31	0.19
藤原庁舎	16	12	4	43	0.28
北勢市民会館	1	0	1	-	-
員弁コミュニティプラザ	1	0	1	-	-
藤原文化センター	1	0	1	-	-
合計	73	62	11	288	0.22

4 . 調査結果と分析結果

資料 1

稼働率（年間使用日数/出勤日）

平成 20 年度は出勤日 240 日で計算

稼働率	40%以下	50%以下	60%以下	70%以下	80%以下	90%以下	90%超え
公用車数	4	1	5	5	15	14	29
構成率	5.5	1.4	6.8	6.8	20.5	19.2	39.7

公用車の稼働率は 80%以上が 8 割を占める状況であり、高い稼働率ではある。しかし、稼働率が 60%以下の公用車も 1 割程度見受けられる。特に老朽化した車は稼働率が低くなる傾向にあることから老朽化した車の廃止を検討する必要があります。

年間走行距離

年間走行距離の平均は：8,050 km/年

年間走行距離 1 万 5 千キロ以上の公用車が 8 台ありました。

農村整備課:エクシード 農林商工課:レガシー 水道工務課:サクシード 人権福祉課:
プリウス・ウィングロード 教育委員会:ブリッド 員弁庁舎:プリウス・ブリッド)

走行距離	3,000km 以下	5,000km 以下	10,000km 以下	15,000km 以下	15,000km 超え
公用車数	5	5	41	14	8
構成率	6.8	6.8	56.2	19.2	11

一日当たりの走行距離

日平均走行距離	20km 以下	30km 以下	40km 以下	50km 以下	60km 以下	60 km超え
公用車数	3	3	32	8	14	13
構成率	4.1	4.1	43.8	11	19.2	17.8

一日当たりの平均走行距離は 47 km でした。

一日当たりの走行距離は 40 キロ以下が全体の 5 割を占めている状況です。ちなみに庁舎間の距離は次のとおりです。

	員弁 北勢	北勢 藤原	藤原 大安	大安 員弁
庁舎間の距離	6 km	4 km	11 km	5 km

一日当たりの使用時間

日平均使用時間	1時間以下	2時間以下	3時間以下	4時間以下	5時間以下	5時間超え
公用車数	4	7	18	16	18	10
構成率	5.5	9.6	24.7	21.9	24.7	13.7

1日当たりの使用時間は4時間以下が6割を占めている。このことから勤務時間の半分は車が稼動していない状況であり、スケジュール調整により、効率的な運用が可能であると考えられます。

一日当たりの平均使用回数

平均使用回数	1回以下	1.5回以下	2.0回以下	2.0回超え
公用車数	4	41	27	1
構成率	5.5	56.2	37	1.4

1日2回以上の利用がなく、回転率が非常に悪い結果となりました。これは、公用車を半日単位で予約を入れたり、一日中予約を入れて、戻ってきても予約が解除されないために次のものが利用できない状況もあり、使用が終わったら予約を解除することを職員に周知徹底すれば、回転率の向上が可能であると考えられます。

市外出張の使用の割合

(単位：台)

市外出張の割合	0%	5%以下	10%以下	15%以下	20%以下	20%超え
公用車数	14	21	17	11	6	4
構成率	19.2	28.8	23.3	15.1	8.2	5.5

市外出張への使用の割合は、10%以下が7割を占める状況であり、年間で24日程度の利用日数であることから、出張のためを理由に普通車を配置することの必要性については検討が必要です。

会議・研修・講演会の利用

(単位：台)

使用割合	0%	5%以下	10%以下	20%以下	30%以下	40%以下	50%以下	50%超え
公用車数	10	20	15	10	9	6	1	2
構成率	13.7	27.4	20.5	13.7	12.3	8.2	1.4	2.7

拘束時間が多い会議等の利用は比較的少なく使用率10%以下が6割程度となっています。

職員一人当たりの公用車数

各庁舎で管理する共用車と特定車

単位：台、人

庁舎名	共用車	特定車	総台数	職員数 (H21.5.22 時点)	1人当たりの 公用車数
北勢庁舎	6	7	13	58	0.22
員弁庁舎	10	5	15	85	0.17
大安庁舎	17	2	19	69	0.28
中央公民館 (教育研究所含む)	6	1	7	31	0.22
藤原庁舎	6	10	16	41	0.39
北勢市民会館		1	1	1	1.00
員弁コミュニティプラザ		1	1	1	1.00
藤原文化センター		1	1	2	0.50
合 計	45	28	73	288	0.25

職員1人当たりの公用車数は4人に1台程度の0.25であり、藤原庁舎は2.5人に1台の程度の0.39と高い値となっています。

三重県内の市の1人当たりの公用車数の平均値は0.3(P12参照)

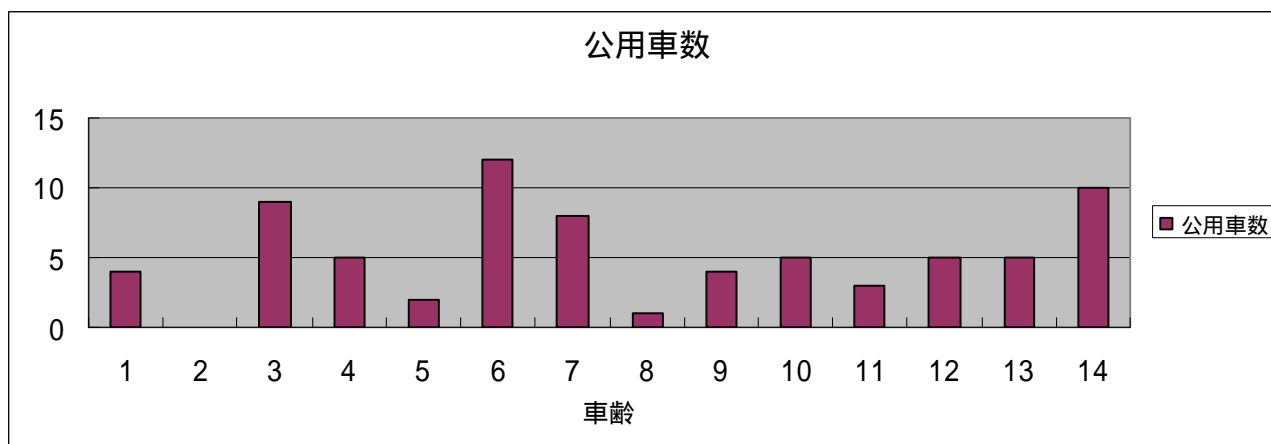
年式別の車両数

単位：台

年式	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14年 以上
車両数	4		9	5	2	12	8	1	4	5	3	5	5	10
構成率	5.5	0	12.3	6.8	2.7	16.4	11	1.4	5.5	6.8	4.1	6.8	6.8	13.7

11年以上の公用車が3割程度あり、近い将来、車の買い替えが生じてきます。

車の買い替え時期を14年とすると毎年5台程度の買い替えが必要となります。



公用車の事故件数

単位:件

	H16	H17	H18	H19	H20
事故件数	7	12	13	10	11

普通自動車・軽自動車・ハイブリッド車の別

単位:台

軽自動車	ハイブリッド	普通車
27台(37%)	8台(11%)	38台(52%)

() 構成率

四輪駆動車(4WD車)

軽自動車		普通車	
27台(37%)		46台(63%)	
2輪駆動	4輪駆動	2輪駆動	4輪駆動
5台	22台	32台	14台

() 内構成率

E T C付車

軽自動車		普通車	
有	無	有	無
6台(22%)	21台(78%)	20台(43%)	26台(57%)

ガソリン車とディーゼル車の別

ガソリン車	ディーゼル車
68台(93%)	5台(7%)

5 .公用車の見直し基準について

見直し方針

各庁舎の公用車の配置を利用実態に合わせ、効率的な運用を図る。

見直しの方向性

- ・稼働率が低い公用車 所管替え又は廃車 特定車の場合は、共用車化
- ・市内での移動の手段としての使用率が高い公用車 軽自動車化
- ・老朽化している公用車 廃車又は買い替え
- ・走行距離が多い公用車 軽自動車又はエコカーとする。
- ・各庁舎で行われる研修・会議・講演会のような拘束時間が長い用途に使用 私有車使用
- ・各庁舎で使用頻度が少ない公用車 他庁舎へ配置換え又は廃止

見直し基準

- ・稼働率が50%以下の特定車は共用車にする。
- ・稼働率が平均の半分以下(40%以下)の共用車は廃車または所管替えを検討。
- ・市内での使用割合が90%以上の普通自動車は軽自動車とする。
- ・年式が14年以上の公用車は廃車または買い替え。
- ・年間移動距離が10,000キロ以上の公用車は軽自動車化またはエコカー(ハイブリッドカー)を配備する。
- ・研修・会議・講演会への出席のための移動は、私有車を利用する。
- ・現場対応の多い事業課であっても、職員4人に1台程度の配備とする。

6. 県内他市の状況（平成21年7月1日現在）

市名	行政区域面積 (k m ²)	公用車 の台数	事務 職員数	職員一人当 たりの台数	稼働率 (%)	行政運営方法
伊勢市	208.52	219	534	0.41	-	総合支所3 + 支所12
鳥羽市	107.98	60	156	0.38	70	本庁のみ
熊野市	373.63	68	185	0.37	87	総合支所1 + 主張所8
津市	710.81	413	1,164	0.35	105.6	総合支所9 + 出張所27
伊賀市	558.17	256	727	0.35	75	本庁舎1 + 支所5
松阪市	623.80	264	763	0.35	70~90	本庁舎1 + 地域振興局4
名張市	129.76	73	244	0.3	-	本庁のみ
志摩市	179.67	121	420	0.29	62	本庁1 + 支所4
いなべ市	219.58	86	300	0.29	81	分庁舎4
四日市市	205.16	222	780	0.28	80	総合支所1 + 出張所23
桑名市	136.61	164	585	0.28	88	本庁1 + 総合支所2
尾鷲市	193.16	59	217	0.27	90	本庁舎1 + 出張所4
亀山市	190.91	66	262	0.25	-	本庁方式1 + 支所1
鈴鹿市	194.67	120	659	0.18	59	本庁舎1 + 出張所22
県内市平均	-	2,133	6,996	0.30		

市長車(1台)・議長車(1台)・作業用車両(11台)を含む